

# 第1章



## 総論

- 1 背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画策定体制
- 5 計画の推進に向けて

# 1 総論

---

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護、健康分野のビジョンや、福祉分野の上位計画である「地域保健福祉計画」が掲げる地域共生社会の実現に向け、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の規定、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づいて策定した法定計画が「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023」です。

板橋区が高齢分野における取組を進めていくうえでの基本的な考え方や、計画策定の背景や位置づけ、期間等を示します。

## 背景

超高齢化と現役世代人口の減少が進んでいく中で、高齢者を取り巻く環境は変化し、地域における課題も多様化しています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、区の高齢福祉分野における取組を包括的に推進していきます。

## 計画の位置づけ

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023」は老人福祉法及び介護保険法に基づく計画です。

「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画 2025」が描くビジョンを念頭に置きながら、関連する法定計画との調和が保たれるよう策定しています。

## 計画期間

令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間の計画期間として、高齢者保健福祉計画と第 8 期介護保険事業計画を一体的に定めます。

## 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や保健医療・社会福祉関係者、介護保険事業者、区民公募委員などで構成される「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」等にて検討を行っています。

## 計画の推進に向けて

各施策の推進にあたっては実施状況等の点検・評価を行って進捗状況を把握し、必要に応じて見直しを行うことで実効性を高めていきます。

## 1 背景

わが国では、平均寿命の伸びや少子化の進行により超高齢化が進んでいます。板橋区においても、平成 30（2018）年度に高齢者数が 13 万人を超え、令和 2（2020）年 10 月時点の高齢化率は 23.2%、区民の約 4 人に 1 人が高齢者となっています。

「板橋区人口ビジョン（2020 年～2045 年）」によると、団塊世代が全て後期高齢者となる令和 7（2025）年の高齢化率は 23.7%、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22（2040）年には現役世代<sup>1</sup>も急減し、高齢化率は 27.8%に達すると推計されています。

区では、高齢者を取り巻く環境の変化とそれに伴う地域課題の多様化を見据え、平成 28（2016）年 3 月に板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」に包含する形で高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者を含めた地域住民が地域課題と向き合い、互いに支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。

また、介護保険法第 117 条の規定により市町村が策定する介護保険事業計画では、わが国の社会構造の変化を踏まえ、第 6 期（平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度）以降の計画が「地域包括ケア計画」と位置づけられました。令和 7（2025）年を目途に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができる地域包括ケアシステム<sup>2</sup>の段階的な構築が示されたことから、区では板橋区版 A I P<sup>3</sup>を掲げ、地域との協働した取組を進めています。

平成 29（2017）年 5 月の社会福祉法（平成 26 年法律第 45 号）の改正により、市町村の地域福祉計画は、高齢・障がい・子ども・生活困窮制度などの各福祉分野に共通する取組事項を定める上位計画として位置づけられました。板橋区地域保健福祉計画についても、平成 31（2019）年 1 月に上位計画として改定されたことから、本計画では高齢者保健福祉計画と第 8 期にあたる介護保険事業計画を一体的に策定し、区の高齢者施策を包括的に推進していきます。

令和 2（2020）年度の社会福祉法の改正では、8050 問題<sup>4</sup>など地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズの顕在化を踏まえ、市町村における包括的な支援体制の構築の必要性が示されています。高齢者施策の推進にあたっては、その趣旨を地域と共有し、地域福祉計画とも連携して協働や支援のあり方について検討を進めていきます。

<sup>1</sup> 現役世代：主に 20 歳から 60 歳までの保険料を納めて公的年金制度を支えている世代

<sup>2</sup> 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した生活支援が包括的に確保される体制（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 2 条第 1 項）

<sup>3</sup> A I P（Aging in Place エイジングインプレイス）：年を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けるという意味（出典：東京大学高齢社会総合研究機構「地域包括ケアのすすめ」）

<sup>4</sup> 8050 問題：介護を必要とする 80 代の親と長期間にわたって引きこもっている 50 代の子で構成される世帯に象徴される、多世代にわたって様々な課題を抱えた家族の問題。介護のために就労できず困窮したり、経済的に親の年金に依存するなど問題は多岐にわたり、個人ではなく家族全体としての支援が求められる。

また、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）<sup>5</sup>の実現に向けて、国は「SDGs実施指針改定版（令和元（2019）年12月20日）」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を採り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策を推進する必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により浮き彫りとなった、感染症蔓延期における高齢者の健康維持や生活支援、介護事業者への経営支援といった新たな課題についても、地域の安定した生活基盤の確保に向けて検討・取組を進めていきます。

---

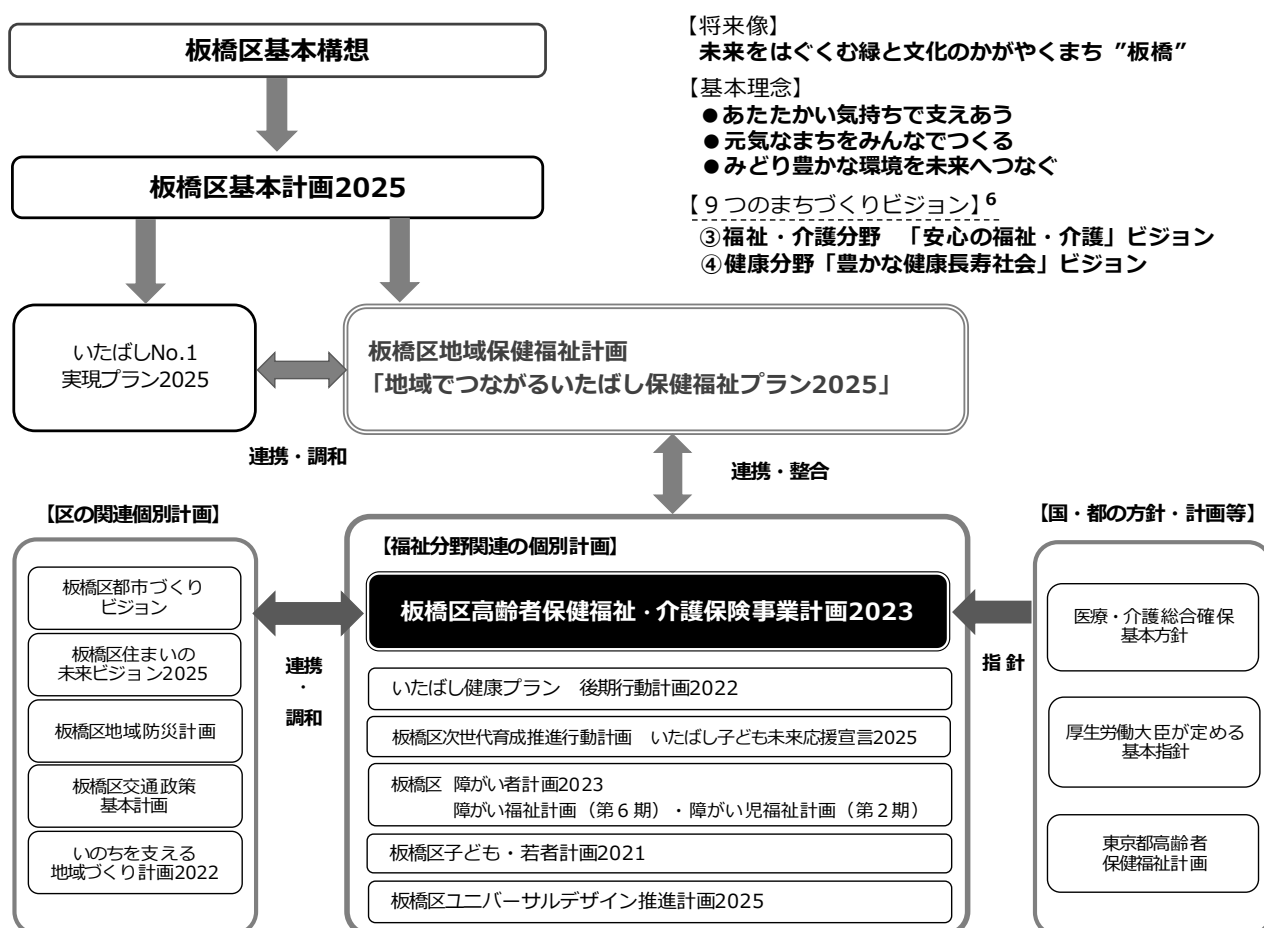
<sup>5</sup> SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）：平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年に向けての国際目標。そこには、17のゴール・169のターゲットが示されており、日本でも、誰一人として取り残すことなく一人ひとりが持てる能力を発揮できる社会の実現に向け、積極的な取組が進められている。

## 2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉施策の基本的方向性や今後取り組むべき具体的施策、確保すべき保健、福祉サービスの目標量を定めるとともに、目標量の確保のための方策や関係機関の連携体制のあり方について定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要介護・要支援者や要介護・要支援者となるリスクのある高齢者が介護保険等のサービスを利用できるよう、対象サービスの種類やサービスの見込量を定め、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するために定めるものです。

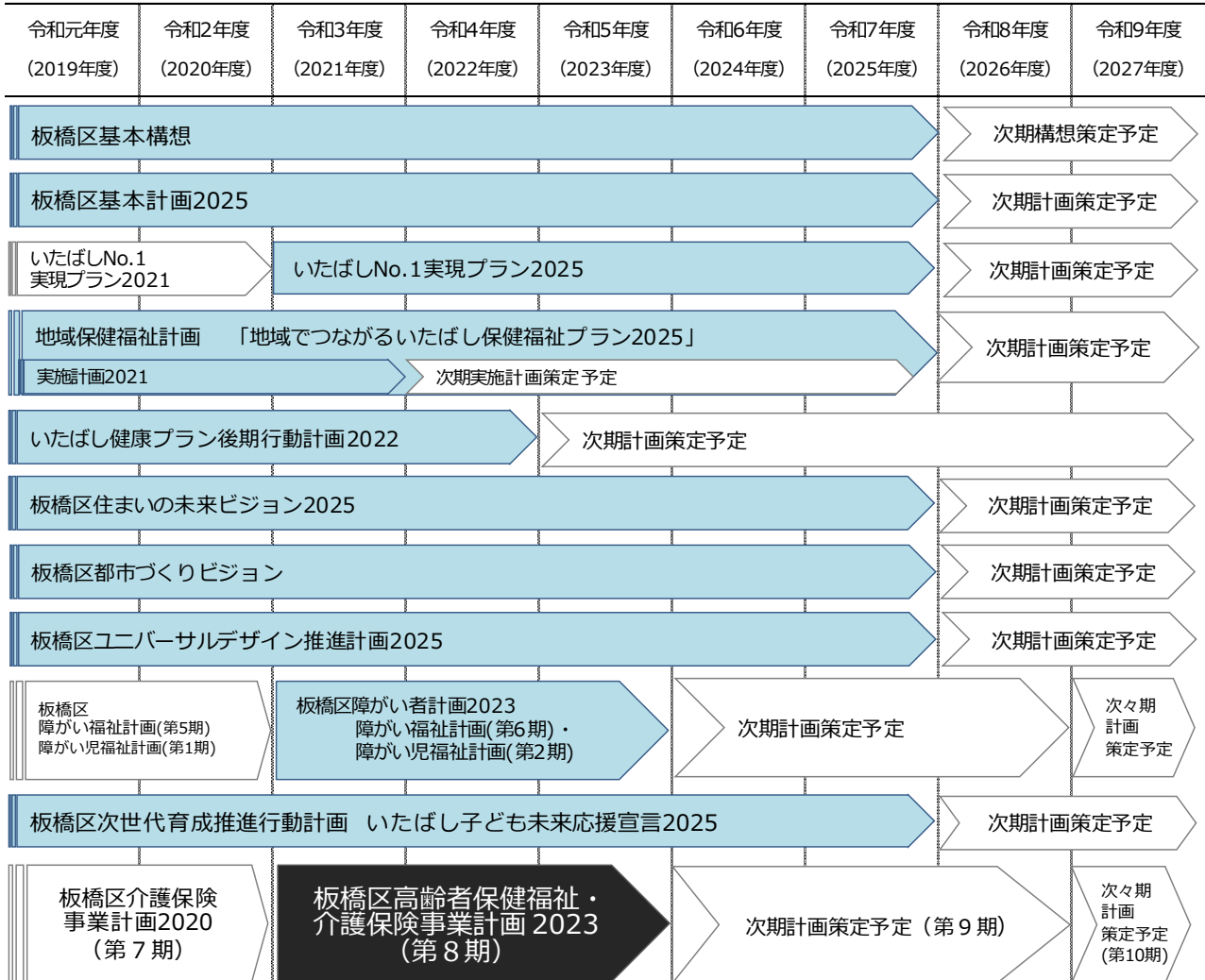
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、根拠となる法律は異なるものの、地域での高齢者の自立した生活を支えるという目的を共有していることから、板橋区基本構想及び板橋区基本計画2025で描いている将来像も念頭に置きながら、一体的な計画として「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023」（以下、本計画）を策定します。



<sup>6</sup> 9つのまちづくりビジョン：①子育て分野：「子育て安心」ビジョン ②教育分野：「魅力ある学び支援」ビジョン ③福祉・介護分野：「安心の福祉・介護」ビジョン ④健康分野：「豊かな健康長寿社会」ビジョン ⑤文化・スポーツ分野：「心躍るスポーツ・文化」ビジョン ⑥産業分野：「光輝く板橋ブランド・産業活力」ビジョン ⑦環境分野：「緑と環境共生」ビジョン ⑧防災・危機管理分野：「万全な備えの安心・安全」ビジョン ⑨都市づくり分野：「快適で魅力あるまち」ビジョン

### 3 計画期間

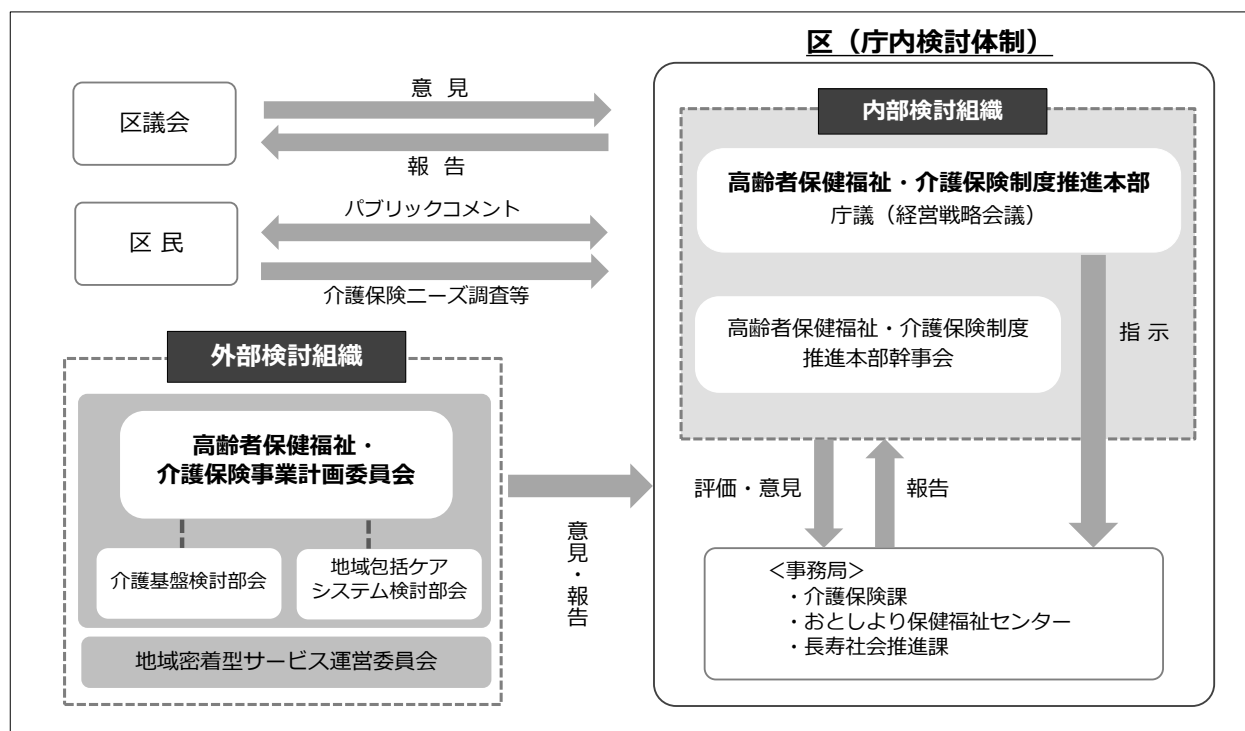
令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間として、高齢者保健福祉計画と第8期介護保険事業計画を一体的に定めます。



## 4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や保健医療・社会福祉関係者、介護保険事業者、区民公募委員等からなる「高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」と、より専門的かつ具体的な検討又は調査・分析を行うための「介護基盤検討部会」、「地域包括ケアシステム検討部会」を設置し、検討を行いました。さらに、介護保険法に定める区内の地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービスの適正な整備及び運営確保を目的とする「地域密着型サービス運営委員会」においても意見聴取を行いました。

また、区内では高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部及び同幹事会において検討を行うとともに、区議会の意見をはじめ、パブリックコメントにて聴取した区民の皆様の意見を踏まえ、策定しました。



## 5 計画の推進に向けて

本計画の進行管理にあたっては、毎年度、施策の実施状況等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うことで実効性を高めていきます。

保険者機能強化の取組を評価・奨励するために創設された保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金<sup>7</sup>についても、PDCAサイクルを活用し、施策の充実に努めていくことで有効に活用していきます。活用状況については令和3（2021）年度以降、高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会に報告していきます。

<sup>7</sup> 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金：市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するために創設された新たな交付金。PDCAサイクルによる取組を制度化し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、財政的なインセンティブとして交付金が交付される。